

議案第67号

職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年9月17日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 地方公務員法の改正に伴い、規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例

職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年11月世田谷区条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。